

平成 27 年 6 月 1 日
弓削商船高等専門学校長裁定

弓削商船高等専門学校における公的研究費等の運営及び管理体制について

独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（平成 27 年 1 月 26 日 独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 121 号。以下「取扱いに関する規則」という。）第 6 条第 3 項に規定するコンプライアンス推進副責任者及び第 9 条に規定する相談窓口について定めるものとする。

（コンプライアンス推進副責任者）

第 1 取扱いに関する規則第 6 条第 3 項に規定するコンプライアンス推進副責任者は、次のとおりとする。

組 織 名	コンプライアンス推進副責任者
商 船 学 科	商 船 学 科 長
電子機械工学科	電子機械工学科長
情報工学科	情報工学科長
総合教育科	総合教育科長
事 務 部	事 務 部 長

（相談窓口）

第 2 取扱いに関する規則第 9 条に規定する相談窓口は、次のとおりとする。

研究遂行に係る事務手続に関する窓口	研究費等使用ルールに関する窓口
企画広報室企画係長	総務課財務係長